

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

中国（岡山）厚生年金 事案 3148

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を43万円とすることが必要である。

申立人に係る標準賞与額の記録については、平成20年12月28日は71万2,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を69万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月10日
② 平成20年12月26日

私は、平成13年6月からA事業所で勤務しているが、20年7月に支給された賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。また、同年12月の賞与の記録について、年金額に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書、申立人に係る普通預金取引明細書の記録及び事業主の回答から、申立人は、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認で

きる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、43万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書、申立人に係る普通預金取引明細書の記録及び事業主の回答から、申立人は、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支給日について、A事業所は、平成20年12月28日として年金事務所に届出を行っているが、上記の普通預金取引明細表により、同年12月26日に54万6,654円の入金が確認でき、この金額は、上記の賞与明細書に記載された「銀行振込額」（差引支給額）と一致していることから、同日とすることが妥当である。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、69万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届は社会保険事務所（当時）に提出していないこと、申立期間②に係る賞与支払届は政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していること、また、申立期間①及び②の厚生年金保険料をいずれも納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を23万円とすることが必要である。

申立人に係る標準賞与額の記録については、平成20年12月28日は14万円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を13万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月10日
② 平成20年12月26日

私は、平成19年4月からA事業所で勤務しているが、20年7月に支給された賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。また、同年12月の賞与の記録について、年金額に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳の記録並びに事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記の賞与明細書及び賃金台帳

により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、23 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳の記録並びに事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支給日について、A事業所は、平成20年12月28日として年金事務所に届出を行っているが、上記の預金通帳の記録により、同年12月26日に11万8,007円の入金が確認でき、この金額は、上記の賞与明細書に記載された「銀行振込額」（差引支給額）と一致していることから、同日とすることが妥当である。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、13万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届は社会保険事務所（当時）に提出していないこと、申立期間②に係る賞与支払届は政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していること、また、申立期間①及び②の厚生年金保険料をいずれも納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を22万2,000円とすることが必要である。

申立人に係る標準賞与額の記録については、平成20年12月28日は22万2,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を21万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月10日
② 平成20年12月26日

私は、平成9年10月から23年3月までA事業所で勤務していたが、20年7月に支給された賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。また、同年12月の賞与の記録について、年金額に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書、申立人に係る普通預金取引明細書の記録及び事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記の賞与明細書及び賃金台帳

により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、22万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書、申立人に係る普通預金取引明細書の記録及び事業主から提出された貸金台帳により、申立人は、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支給日について、A事業所は、平成20年12月28日として年金事務所に届出を行っているが、上記の普通預金取引明細表により、同年12月26日に18万5,792円の入金が確認でき、この金額は、上記の賞与明細書に記載された「銀行振込額」（差引支給額）と一致していることから、同日とすることが妥当である。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書及び貸金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、21万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届は社会保険事務所（当時）に提出していないこと、申立期間②に係る賞与支払届は政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していること、また、申立期間①及び②の厚生年金保険料をいずれも納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3151

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を72万円とすることが必要である。

申立人に係る標準賞与額の記録については、平成20年12月28日は80万円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を78万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月10日
② 平成20年12月26日

私は、平成15年4月からA事業所で勤務しているが、20年7月に支給された賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。また、同年12月の賞与の記録について、年金額に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳の記録並びに事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記の賞与明細書及び賃金台帳

により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、72 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳の記録並びに事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支給日について、A事業所は、平成20年12月28日として年金事務所に届出を行っているが、上記の預金通帳の記録により、同年12月26日に63万2,175円の入金が確認でき、この金額は、上記の賞与明細書に記載された「銀行振込額」（差引支給額）と一致していることから、同日とすることが妥当である。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、78万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届は社会保険事務所（当時）に提出していないこと、申立期間②に係る賞与支払届は政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していること、また、申立期間①及び②の厚生年金保険料をいずれも納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

申立人に係る標準賞与額の記録については、平成20年12月28日は60万円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を58万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月10日
② 平成20年12月26日

私は、平成10年2月から23年4月までA事業所で勤務していたが、20年7月に支給された賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。また、同年12月の賞与の記録について、年金額に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳の記録並びに事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記の賞与明細書及び賃金台帳

により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、45 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳の記録並びに事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支給日について、A事業所は、平成20年12月28日として年金事務所に届出を行っているが、上記の預金通帳の記録により、同年12月26日に50万5,740円の入金が確認でき、この金額は、上記の賞与明細書に記載された「銀行振込額」（差引支給額）と一致していることから、同日とすることが妥当である。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、58万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届は社会保険事務所（当時）に提出していないこと、申立期間②に係る賞与支払届は政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していること、また、申立期間①及び②の厚生年金保険料をいずれも納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月31日から4年1月1日まで

私は、平成3年3月にA社に入社した後、4年1月1日付けで同社のグループ会社のB社に異動したが、異動前後も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金事務所の記録では申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及びA社が加入するC厚生年金基金（以下「基金」という。）の申立人に係る加入員台帳の記録により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、上記加入員台帳の記録では、申立人のA社における資格喪失日は平成4年1月1日となっており、同社から提出された普通預金通帳の出金履歴（社会保険料の口座振替による引落しの記録）の3年12月の基金掛金の引落とし額から、申立人の申立期間に係る基金掛金が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしており、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保

険者資格喪失確認通知書により、資格喪失日が、平成3年12月31日から4年1月1日に訂正されているものの、申立期間当時の同社の事務担当者は、「基金からの連絡により申立人に係る資格喪失日の届出誤りが判明したため、基金への加入員資格喪失日の訂正手続は行ったが、社会保険事務所に健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失日の訂正手続を行った記憶は無い。」としている。また、申立期間当時の社会保険料の口座振替による引落とし額が確認できる同社名義の普通預金通帳によると、申立期間に係る社会保険料の引落とし額に申立人に係る社会保険料は含まれていないことが確認できることから、同社から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の訂正届について、社会保険事務所に手続は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る3年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（山口）厚生年金 事案 3154

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月30日から同年8月1日まで

私は、平成10年8月にA社に海上職で入社した後、13年8月に陸上職に変更となりB社（現在は、C社）に転籍したが、職種変更した際と思われる申立期間の1か月が船員保険の未加入期間と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社のグループ企業であるC社から提出された申立人に係る職員経歴書及び労働契約書から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記労働契約書には、「7月末までは、船員保険とするが、8月1日以降は、Dグループ健康保険、厚生年金等に切替える。」と記載されていることが確認できる上、C社は、「A社の給与は、毎月15日締めで当月25日支払で、社会保険料は翌月控除であったことから、平成13年7月の社会保険料は、B社の同年8月の給与から控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成13年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（広島）厚生年金 事案 3158

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 20 日
② 平成 15 年 12 月 12 日

申立期間①及び②に支給された賞与において、厚生年金保険料が控除されていたが、年金事務所の記録には当該賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B本社の事務担当者が保存していた資料「2003 夏支給控除」（平成 15 年夏季分）及び同僚が保管する申立期間①に係る賞与明細書等から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、上記のA社B本社の事務担当者が保存していた資料から確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、42万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たら

ないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②に係る賞与については、A社B本社の事務担当者が保存していた資料に、申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額の記載があり、複数の同僚の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から当該冬季賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることが確認できることから、当時、未払金となっていたことが確認できる。

しかしながら、当時の事業主は、「平成16年8月*日に強制破産され、社会保険に係る関連資料は破産管財人が管理した。」と供述しているところ、破産管財人から提出された「更正配当表（労働債権）」によると、申立人の名前が見当たらないことから、申立期間②に係る賞与が申立人に対し支払われたことが確認できない。

また、申立人は、「会社が倒産した後に、受け取りの書類が届いた記憶があるが、その当時、手続きを取らなかった。」と供述している上、申立人は当時給与を受け入っていた銀行口座の取引履歴の調査は希望していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（鳥取）国民年金 事案 1528

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの期間及び57年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から51年3月まで
② 昭和57年7月から同年9月まで

私は、昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料の納付書が市役所から送付されてきた時、初めて国民年金に加入していたことを知り、生命保険を解約して、私か母が、保険料を納付した。また、私は、平成2年か3年頃に未納期間の保険料を納付した。しかし、申立期間①及び②が未納と記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和53年5月頃に払い出され、申立人が20歳に到達した49年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できることから、国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間①の国民年金保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、申立人は、申立期間①の保険料を2年分遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、オンライン記録において納付済みと記録されている昭和51年4月から53年3月までの2年間の国民年金保険料を一括で過年度納付したと推認できる記載が確認でき、上記手帳記号番号の払出時点において納付が可能な当該2年分を一括納付したと混同している可能性がうかがえる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に關与した

とする申立人の母親は既に死亡しており、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人が納付したと記憶する保険料額は、当時の保険料額と大きく相違している。

- 2 申立期間②については、平成2年か3年頃に、社会保険事務所（当時）で国民年金保険料を納付したとしているが、当該時点では制度上、時効により保険料を納付できない上、オンライン記録から、昭和58年11月から59年3月までの5か月の免除期間の保険料を、平成2年5月14日に追納していることが確認できることから、当該期間の保険料納付の記憶と混同している可能性がうかがえる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳から、申立期間②直後の昭和57年10月から58年3月までの保険料は、59年11月2日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、当該時点で時効にかかっておらず、納付が可能であった57年10月以降の保険料を納付する一方で、申立期間②は、時効により保険料を納付できなかったものと推認する。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3147（中国（広島）厚生年金事案 2996 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から27年8月30日まで

私は、A事業所（当時）の職員の紹介で、申立期間当時、同事業所が行っていた工事現場でBとして勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、記録訂正を申し立てたが、認めることはできないとの通知を受けた。

今回、上述の職員の甥や知人が詳しく記述した文書を再度提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の知人等の供述から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、工事現場でBに従事していたことがうかがえるが、i) C事業所は、「申立人に関する資料は無く、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している上、上述の知人等は、申立人の厚生年金保険料の控除等については分からないとしていること、ii) 申立人は、「工事現場でBをしていたのは自分のみであり、同じ職種の同僚はいなかった。」と供述しており、同じ工事現場で勤務していたとする別の職種の作業員についても、特定することができないことなどから、申立人の工事現場における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができないこと、iii) 事業所記号索引簿によると、当時、工事現場を所管していたD事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年1月17日であって、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成26年1月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「前回、証言した職員の甥や知人から、再度、詳しく記述した文書もらった。」として知人等が作成した文書を提出していることから、その文書の記述と知人等からの再度の聴取結果を基に、改めて検討したが、申立人の工事現場における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3155

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月頃から30年8月頃まで
私は、C町にあったA社B事業所に勤務し、D業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、A社B事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、A社（本店は、E町）に係る商業登記簿は確認できるものの、当該商業登記簿の支店欄に支店名の記載は無い上、同社の現在の承継会社であるF社は、「A社は、平成8年に当社に統合されたが、統合前の同社に係る記録は残っていない。」と回答しており、A社とA社B事業所との関係を確認することができない。

さらに、申立期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格が確認できる者のうち、連絡先が確認できた3人に照会したところ、回答のあった一人は、「申立人のことは覚えていない。」としている上、申立人が一緒に勤務したとして姓のみを挙げた同僚4人については個人を特定することができず、申立人の勤務状況及び申立てに係る事業所等について供述を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の厚生年金保険被保険者資格取得者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

なお、オンライン記録によると、A社B事業所と類似した名称のG事業所が確認できるところ、同事業所の承継組織であるH事業所は、「G事業所は、昭和24年に設置、47年3月31日に閉鎖しており、I業務は行っていたが、D

業務は行っていない。また、当時の職員名簿の存在は不明であり、退職した職員に照会したが申立人の在職は確認できなかった。」と回答している上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間以降となる31年4月1日であり、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3156

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 1 日から 7 年 6 月 1 日まで

私は、A社の代表取締役として厚生年金保険に加入していたが、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬に見合う標準報酬月額より低い額になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 6 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 5 月までは 59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 6 月 1 日の後の同年 6 月 12 日付けで、5 年 6 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記遡及訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 7 年 6 月頃は、経営状況が悪化し、経営再建のため人員削減等を行った時期であり、社会保険料の滞納もあったかもしれないが、その社会保険料の滞納解消について社会保険事務所（当時）と協議した記憶は無く、標準報酬月額の遡及訂正に係る経緯や届出についても覚えていない。また、経理等については、事務員と会計事務所に任せていた。」と供述している。

しかしながら、申立人から提出されたA社の第 12 期（平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 3 月 31 日まで）決算報告書の預り金明細書に社会保険料として 168 万 8,850 円が計上されていることから、従業員の給与から社会保険料を控除していながら、社会保険事務所に同社に係る社会保険料を納付していなかったことが推認できる。

また、申立期間当時の経理及び社会保険事務を担当していた者（以下「経理

担当者」という。)は、「得意先の経営不振等により売掛金回収が困難となり、事業資金が不足したため、社会保険料を納付することができなくなった。私が経理及び資金繰りをしていたので、滞納当初はその資金繰りの中で払えるときに、滞納保険料を納付していたが、途中から全く納付することができなくなった。」と供述していることから、A社に社会保険料の滞納があったことが推認できる。

さらに、前述の経理担当者は、「私と申立人が、滞納解消の協議のため社会保険事務所に出向いた際に、社会保険事務所の担当者から申立人の標準報酬月額を遡って下げることで滞納保険料を免除することができるとの提案があり、双方の合意があったことを記憶している。」、「事業主印は申立人が保管しており、社会保険に関する届出をする際には、届出書を作成後、申立人に確認してもらっていたと思う。」と供述していることから、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負う代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3157（広島厚生年金事案 2280 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 25 日から 45 年 2 月 19 日まで

私は、昭和 41 年 6 月 25 日から 46 年 11 月 16 日まで、A 事業所に正社員として、B 業務に従事していたにもかかわらず、申立期間が、厚生年金保険に未加入とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、C 事業所に勤務していたとしているが、i) 申立人の C 事業所に係る雇用保険の離職日が昭和 41 年 6 月 24 日となっており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合している上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格喪失日は、「昭和 41 年 6 月 25 日」と記載され、備考欄には、「証回収 41. 7. 2」の押印が確認できるなど、記載内容に不自然な点は見受けられないこと、ii) 申立人と同時期に同事業所に勤務していた同僚に照会したところ、回答のあった同僚 4 人のいずれも申立人のことは覚えておらず、当時の状況は不明としていること、iii) 同事業所では、当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどから、既に年金記録確認広島地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 23 年 10 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間について、A 事業所に勤務していたとしているが、同事業所の後継事業所である D 事業所は、申立人の在籍期間や勤務実態が分かる資料は無いと回答している。

また、申立期間に A 事業所において E 共済組合の組合員記録又は厚生年金保険被保険者記録が確認できた 18 人に照会したところ、回答のあった 13 人のう

ち1人は、申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間や雇用形態までは分からないと回答していることから、申立人の申立期間における勤務等の状況について確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、いずれも昭和45年2月19日と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3159（中国（広島）厚生年金事案 2983 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 1 日から同年 7 月 29 日まで
② 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 6 月 1 日から 56 年 5 月 21 日まで

A社（現在は、B社）、C社及びD社にそれぞれ勤務していた時の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額よりも低い額になっていることに納得できない。

この度、D社発行の給与証明書等が見付かったので再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについて、i) B社は、申立期間①当時の資料は残っていないとしていることから、申立人の申立期間①の給与月額及び厚生年金保険料控除額について確認できないこと、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者資格を取得し、かつ、申立人と同年代である男性被保険者3人の申立期間①における標準報酬月額を確認したが、申立人の標準報酬月額のみが低く届け出られていた状況はうかがえないこと、iii) 上記被保険者名簿における申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見られないことなどから、また、申立期間②に係る申立てについて、i) C社は既に解散している上、当該事業所の元役員は、申立期間②当時の資料は残っていないとしていることから、申立人の申立期間②の給与月額及び厚生年金保険料控除額について確認できないこと、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人と同時期に被保険者資格を取得し、かつ、申立人と同年代である男性被保険者二人の申立期間②における標準報酬月額を確認したが、申立人

の標準報酬月額のみが低く届け出られていた状況はうかがえないこと、iii) 上記被保険者名簿及び申立人の被保険者原票における申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見られないことなどから、さらに、申立期間③に係る申立てについて、i) D社と合併したE社から提出された申立期間③当時の従業員の標準報酬月額が記載された資料を検証したところ、当該資料に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、当該資料には、当時の厚生年金保険料率を基に計算された厚生年金保険料額(被保険者負担分)が記載されていることが確認できることから、申立人の給与からオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえること、ii) 申立人は、「私の給与支給額については、当時の社長及び部長の二人のみが知っている。」と供述しているところ、当該二人は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間③における給与月額及び厚生年金保険料控除額について確認できないこと、iii) 申立人のD社における健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、当該被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見られないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成25年12月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間③について、D社発行の給与証明書(昭和54年*月*日付け)、F残高計算依頼書(昭和54年*月*日付け)及びG借入申込書(昭和54年*月*日付け)を提出し、「当該給与証明書に記載されている昭和54年4月分支給総額、昨年の年収額及び平均月収額は、保険料等控除後の手取り額である。」と主張しているところ、E社は、「給与証明書は、当時、担当者が貸金台帳記載の支給総額(額面)に基づいて発行していたので、記載の金額は、控除後の手取りの金額ではない。万一手取りであれば、備考欄に控除内容等を別途記載する上、今までに手取りの証明をしたことはない。また、昨年の平均月収は、賞与を含んだものを12月で除しているものである。」と回答している。

また、申立人から提出されたG借入申込書には、当時のH機関の取扱金融機関が記入されていることから、当該金融機関及び当該機関の事業承継組織に、昭和54年当時の借入の手続及び給与証明書に記載する給与額等について照会したところ、両機関とも、「当該給与証明書の様式は、当時の機関の指定様式であり、給与所得者の場合、申込みの際、勤務先の社印・公印がある給与証明書を提出することになっていた。また、当時の『G借入申込書のかきかた』には、申込人の収入月額欄に、給与所得者はボーナスを含めた前年の総収入(税込み)の12分の1を記入すると記載されている。」と回答している。

さらに、申立人から提出されたG借入申込書を見ると、申込人の本人収入月

額欄に「222 千円」と記載されていることが確認できるところ、当該金額は、申立人から提出された上記給与証明書の昨年の年収の平均月収欄に記載されている「*円」の千円未満を切り捨てた数字と一致していることから、上記の『G借入申込書のかきかた』のとおり、税込みの収入額が記載されていることがうかがえる。

加えて、申立人から提出された上記給与証明書、F 残高計算依頼書及びG借入申込書の記載内容からは、申立期間③に係る申立人が主張する給与月額及び厚生年金保険料控除額が確認できない。

また、申立期間①及び②については、申立人から新たな資料の提出は無く、このほか、申立期間①、②及び③について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 40 年 12 月まで
申立期間において、A店でB業務に従事していた。
申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚からの文書回答及び供述から、申立人は、期間は特定できないものの、C社のA店で勤務していたことが推認できる。

しかし、C社及び関連事業所であるD社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、厚生年金保険料控除の有無について確認できない上、申立人が記憶する同僚に照会しても、申立人に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

また、C社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人が被保険者資格を取得した記録は無く、雇用保険の加入記録も無い。

なお、D社は、昭和 51 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所となっていない。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3161

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 25 日から 48 年 3 月 6 日まで
義兄の紹介により、昭和 47 年 11 月 25 日から 48 年 1 月 30 日まで A 社の B 丸に、同年 1 月 30 日から同年 3 月 6 日まで C 丸に乗船していた。
私が所持している船員手帳に、申立期間における乗船記録が有り、船員保険に加入していたと思うが、加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳から、申立人は、昭和 47 年 11 月 25 日から 48 年 1 月 30 日までの期間は D が所有する B 丸に、同年 1 月 30 日から同年 3 月 6 日までの期間は同人が所有する C 丸に、乗船していたことが確認できる。

しかし、両船舶の所有者は既に死亡しており、申立人の申立期間における船員保険料の控除の有無について確認できない。

また、申立人は、A 社及び E 社で勤務し、A 社の事業主は F であったと主張していることから、申立期間において船員保険の適用事業所であったかを調査したところ、A 社は、申立期間後の昭和 49 年 6 月に G 社として成立し、同年 12 月 2 日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でなかったこと、E 社は 48 年 2 月 1 日に適用事業所となっていることが推認できるが、同社に係る船員保険被保険者原票には、申立期間に申立人の記録は無く、被保険者証の番号に欠番も無いこと、また、F は、船員保険の船舶所有者（適用事業所）に該当が無いことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた A 社の事業主は既に死亡している上、E 社は昭和 49 年 6 月 7 日に解散していることから、申立人の申立期間における船員保険料の控除の有無について聴取できず、また、G 社は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の在籍や保険料控除については不明である。」と回答してい

る。

加えて、B丸に乗船していたことが確認でき、連絡先が判明した同僚6人に照会を行ったところ、回答を得られた一人は、「B丸における申立人の給与から船員保険料が控除されていたかどうか知らない。」としており、また、C丸に乗船していたことが確認でき、連絡先が判明した同僚8人に照会を行ったところ、回答を得られた5人のうち、申立人のことを記憶する一人は、「C丸における申立人の給与から船員保険料が控除されていたかどうか分からない。」としている。

その上、上記の船舶所有者であるDに係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者原票には、申立期間に申立人の記録は無く、被保険者証の番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。